

## 42. 那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する取扱内規

平成 7 年 12 月 25 日  
適 用

第 1 条 本市議会議員並びにその他の者の弔事に関しては、この内規の定めるところによる。

第 2 条 公費で対応できる弔事については、この内規で定められた範囲とする。

第 3 条 前条に規定する弔事の範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 香典
- (2) 供花
- (3) 新聞広告掲載
- (4) 弔電

第 4 条 前条の適用者及び香典などの額等の目安については、別表のとおりとする。ただし議長が特に必要と認めた者、又は公的対応が好ましくないと判断した場合はこの限りでない。なお、公費の支出にあたっては、この内規により画一的に行うものではなく、本市議会との関係など、実態に即して、真に支出が認められる場合に行うものとする。

2 前項の議長が特に必要と認めた者の香典の額は、上限を 5 万円とする。

第 5 条 第 3 条に規定されている香典などの記載方法等については、次のとおりとする。

- (1) 香典、供花の記載名は、「那覇市議会」とする。
- (2) 新聞広告の掲載名は、「那覇市議会議長〇〇〇〇」又は「那覇市議会」とする。
- (3) 弔電は「那覇市議会議長〇〇〇〇」と打電する。

付 則

この内規は、平成 7 年 12 月 25 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

(別表)議会関係葬儀に関する香典・供花・広告区分〔平成 24 年 11 月 20 日施行〕

| 対象者      |                       | 死亡者                                       | 本人                 | 本人の一親等の<br>血族及び配偶者 |
|----------|-----------------------|---|--------------------|--------------------|
|          |                       | 市議会関係者                                    | 市議会議員              | 議長                 |
| 副議長      | 香典料(5万円)・<br>供花・広告    |   |                    | 香典料(1万円)・<br>供花・広告 |
| 議員       | 香典料(5万円)・<br>供花・広告    |   |                    | 香典料(1万円)・<br>供花・広告 |
| 正副議長経験者  | 香典料(1万円)・<br>供花       |   | 弔電                 |                    |
| 市議会議員経験者 | 香典料(1万円)・<br>供花       |   | 弔電                 |                    |
| 市行政関係者   | 市長                    | 香典料(5万円)・<br>供花・広告                        | 香典料(1万円)・<br>供花・広告 |                    |
|          | 市長経験者                 | 香典料(1万円)・<br>供花                           | 弔電                 |                    |
|          | 副市長・教育長・上下<br>水道事業管理者 | 香典料(1万円)・<br>供花                           | 香典料(3千円)・<br>供花    |                    |
|          | 市職員<br>正職員            | 香典料(3千円)・供花<br>(ただし供花については<br>議会事務局職員に限る) |                    |                    |

|     |                             |                    |    |
|-----|-----------------------------|--------------------|----|
|     | 臨時・非常勤職員<br>(ただし議会事務局職員に限る) | 香典料(3千円)           |    |
| その他 | 本市を含む選挙区選出国會議員              | 香典料(1万円)・<br>供花    | 弔電 |
|     | 本市を含む選挙区選出国會議員経験者           | 香典料(5千円)           | 弔電 |
|     | 本市選出県議會議員                   | 香典料(1万円)・<br>供花    | 弔電 |
|     | 本市選出県議會議員経験者                | 香典料(5千円)           | 弔電 |
|     | 名誉市民                        | 香典料(5万円)・<br>供花・広告 | 弔電 |
|     | 市政功労者(ただし議会推薦者に限る)          | 香典料(3万円)・<br>供花    | 弔電 |
|     | 各界の著名人等                     | 香典料(3千円)<br>又は弔電   |    |